

5 監査報告第 1 1 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

千葉県議会議長 石 川 弘 様  
千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉県監査委員 穴 倉 輝 雄  
同 宮 原 清 貴  
同 米 持 克 彦  
同 白 鳥 誠

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、  
第 5 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により  
監査の結果に関する報告を提出します。

## 第2期事務事業定期監査結果報告

### 第1 対象

保健福祉局、中央区役所及び緑区役所（区選挙管理委員会事務局を含む。）が実施した事務事業

※ 保健福祉局は、第1期と第2期の両期間を通じて監査を実施したため、第2期に復命を行う。

### 第2 期間

令和5年12月1日から令和6年3月27日まで

### 第3 重点項目

#### 1 財務監査

- (1) 委託料の支出は適正に行われているか。
- (2) 補助金等の交付事務は適正に行われているか。
- (3) 随意契約は適正に行われているか。

#### 2 行政監査

公有財産（不動産及び工作物）の管理は、適正かつ効率的に行われているか。

### 第4 着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

種別	項目	着 眼 点
財 務 監 査	1 収 入 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調定額の算定は適正に行われているか。また、計算に誤りはないか。</li> <li>(2) 減免の理由及び手続は適正か。</li> <li>(3) 納入の通知は適正に行われているか。</li> <li>(4) 領収書の取扱いは適正に行われているか。</li> <li>(5) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。</li> <li>(6) 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。</li> <li>(7) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。</li> <li>(8) 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。</li> <li>(9) 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続は適時かつ適正に行われているか。</li> </ul>
	2 支 出 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支出負担行為及び支払の時期は適正か。また、漏れはないか。</li> <li>(2) 支出負担行為額の算出に誤りはないか。</li> <li>(3) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。</li> <li>(4) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。</li> <li>(5) 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。</li> <li>(6) 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。</li> <li>(7) 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。</li> <li>(8) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。</li> </ul>
	3 契 約 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札の公告等の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。</li> <li>(2) 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。</li> <li>(3) 予定価格及び最低制限価格の算定は適正に行われているか。</li> <li>(4) 入札参加者等の指名において業者選定審査会等を設置し、適正・公正さを保つ手続がとられているか。</li> <li>(5) 随意契約による場合、その理由は適正か。</li> <li>(6) 長期継続契約による場合、その理由は適正か。</li> <li>(7) 継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか。</li> <li>(8) 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。</li> <li>(9) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>(10) 個人情報を取り扱う契約事務は、適切に行われているか。</li> <li>(11) 契約書どおりの履行はなされているか。</li> <li>(12) 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> <li>(13) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。</li> </ul>

	4 財 産 管 理 事 務	(1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。 (2) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票は正確に貼付されているか。 (3) 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また、帳簿外物品はないか。 (4) 金券類等の保管の方法、場所は適切か。 (5) 紛失、破損、盗難品、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。 (6) 債権の記録は適正に行われているか。 (7) 基金に係る収支の記録は正確か。また、収支の計算に誤りはないか。
行 政 監 査	公 有 財 産 の 管 理	(1) 現況を把握し、維持管理が適切に行われているか。 (2) 公有財産台帳等の記録・管理は適切に行われているか。 (3) 貸付け等が、適正な手続により行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

## 第5 主な実施内容

監査は、千葉市監査基準に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係職員からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

## 第6 日程

日 付	内 容	
令和5年 6月 2日	監査実施通知	
令和5年11月22日	概況説明の聴取	令和5年度第10回監査委員会議
令和6年 3月22日	復命	令和5年度第14回監査委員会議

## 第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。

なお、以下において「指摘」とは、不適切な事案に対し、是正、改善等の措置を求め、  
「意見」とは、事案に対する見解を示したものである。

# 1 財務監査

## (1) 契約事務

ア 受託者の資格要件を確認すべきもの（保健福祉局）

### (ア) 事案及び問題点

千葉県産後ケア事業実施要綱第5条によると、本事業は、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所を運営する者であって、類似の産後ケア事業についての実績があることや賠償責任保険に加入していることなどの要件を満たすものに委託して行うものとしてされている。

しかしながら、同事業関係書類を確認したところ、毎年度病院等を運営する者から受託希望の申出を受けているが、その際に受託希望年度の賠償責任保険の加入状況を確認していなかった。

これは、新規登録の際に賠償責任保険の加入を確認しているため、継続して加入していると考えていたこと及び当該サービスの事故等の処理については、まずは受託者が責任を負うため、市が責任を負う可能性があることの認識が希薄であったことが一因として考えられる。

### (イ) 指摘

受託者の資格要件については、事業の目的を達成するために必要なものであることから、毎年度確認を行われない。

(参考)

### 産後ケア事業実施要綱 抜粋

(サービス内容及び利用日数等)

第3条 本事業は、利用対象者となる母子に対し、次の各号に掲げるサービスの種別ごとに必要なサービスを実施するものとする。

- (1) 宿泊型 母子を施設に宿泊させ、(略) サービスを実施するもの。
- (2) 訪問型 母子の家庭を訪問し、(略) サービスを実施するもの。
- (3) 日帰り型 母子を日帰りで施設利用させ、(略) サービスを実施するもの。

(サービス実施の委託)

第5条 本事業は、医療法に定める病院、診療所及び助産所を運営する者であって、次の各号に掲げる要件を満たすもの（以下「サービス提供事業者」という。）に委託して行うものとする。

- (1) 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ケア業務について実績があること。又は、分娩を取り扱っていること。
- (2) 助産師が配置できること。
- (3) 第3条第1項各号に規定するサービスのうちいずれかが実施できること。
- (4) 事業実施中における事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。
- (5) 本市との適切な連絡体制が確保できること。

(事故及び損害の責任)

第19条 サービス提供事業者は、業務により生じた事故及び損害については、千葉市に故意または重過失のない限り、サービス提供事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 サービス提供事業者は、業務により生じた事故等について、速やかに、書面により市長へ報告しなければならない。

## (2) 財産管理事務

ア 債権管理を適正に行うべきもの（保健福祉局）

### (ア) 事案及び問題点

千葉県債権管理条例(平成24年千葉県条例第7号)第5条によると、市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならないとされている。

また、同条例第7条第1号によると、非強制徴収債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したときは、当該債権を放棄することができる」とされている。

しかしながら、心身障害者扶養共済加入者負担金については、債権管理台帳を確認したところ、規則で定める事項が不記載であるものや、消滅時効に係る時効期間が満了し、回収の見込みもないにもかかわらず、債権放棄の手続が行われていないものが見受けられた。

(イ) 指摘

債権管理については、条例等に基づき適正に行われたい。

(参考)

債権管理条例 抜粋

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備しなければならない。

(債権の放棄)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 当該債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。

千葉県債権管理条例施行規則（平成24年千葉県規則第28号） 抜粋

(台帳)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)
- (3) 債権の金額
- (4) 履行期限
- (5) 担保(保証人の保証を含む。)の設定がある場合はその事項
- (6) 履行状況、対応状況等
- (7) 財産調査の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

イ 強制徴収公債権であることを前提とした債権管理を求めるもの（保健福祉局）  
 (ア) 事案及び問題点

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条に基づく保護費の徴収については、平成26年7月から、法の一部改正により、国税徴収の例により徴収（\*）することができるようになった。加えて、法第63条返還金についても、平成30年10月から、法の一部改正により、法第77条の2に基づく徴収決定により国税徴収の例により徴収することができるようになった。これらの法改正により、法第63条返還金（法第77条の2の徴収決定がある場合）及び法第78条徴収金の性質は、強制徴収公債権と整理するのが妥当と考える。

しかしながら、本市においては、上記債権を含め法における債権の性質を原則非強制徴収公債権として取り扱っている。非強制徴収公債権の場合、強力な調査権が与えられていないため、生活保護廃止後は、有効な財産調査を行うことができず、財産の状況を的確に把握することができないほか、差押え等の滞納処分を行うことができない。

(イ) 意見

法改正後の上記債権の性質を強制徴収公債権として整理した債権管理の検討を要望する。また、差押え等の滞納処分を行う場合は、債権管理の制度所管課と連携するよう要望する。

\* 国税徴収の例による徴収

法令に「国税徴収の例による」の規定がある場合、民事執行法（昭和54年法律第4号）の手続によらず、自ら差押え、公売等を行うなど、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する強制力のある滞納処分を行うことができる。

(参考)

債権の性質

保護費の支給時期	法第63条 (急迫の場合における保護費の返還金)		法第78条 (不正受給を原因とする徴収金)
H26.6.30 まで	非強制徴収公債権		非強制徴収公債権
H26.7.1 以降			強制徴収公債権
H30.10.1 以降	強制徴収公債権 (法第77条の2の徴収決定がある場合)	非強制徴収公債権 (その他の場合)	

強制徴収公債権と非強制徴収公債権の相違点

区分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権
分類	公法上の原因に基づいて発生した債権で、滞納処分規定があるもの	強制徴収公債権以外のもの
財産調査	国税徴収法第141条に基づく調査が可能	任意調査のみ (回答義務なし)
滞納処分・強制執行	裁判等によらず、自ら差押え等の滞納処分が可能	裁判等で債務名義を取得して、はじめて執行裁判所による強制執行が可能

## 生活保護法 抜粋

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(費用等の徴収)

第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき(徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。)は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2～3 (略)

4 前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。

## 国税徴収法 抜粋

(徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権)

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第146条の2(事業者等への協力要請)及び第188条第3号(罰則)において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 滞納者

(2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3) 滞納者に対し債権若しくは債務があつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 滞納者が株主又は出資者である法人

ウ 悪質かつ高額事案の債権回収が関係各課と連携して効果的・効率的に行われるよう求めるもの(保健福祉局、総務局、財政局)

(ア) 事案及び問題点

悪質かつ高額な不正請求が発覚した場合においては、行政処分や民法上の返還請求ができるかどうかはもちろんのこと、刑事事件として所轄警察署に相談するかどうか、債務者の資金をどのように把握するか等が重要な要素となる。このため、所管課は、法務担当部署や債権管理の制度所管課との間で、債務者の資金状況等の情報を共有の上、連携して、次のような対応をとることが求められる。

a 事案の特殊性や訴訟提起を含めた債権回収に向けた論点を抽出し、市の相談弁護士の助言を受ける。

b 法人の代表者、関係者(役員、従業員、代理人弁護士、破産管財人等)から事情の聞き取りを行い、預金通帳の写しや元帳等の帳簿類の写しの提出を求めるなどの調査を行う。

c 法人が破産手続開始の申立てをした場合には、債権者集会に出席し、大口債権者等の情報を収集する。



d 帳簿類の調査結果や債権者集会等で収集した情報について、報告書を作成する。  
しかしながら、令和4年1月に発覚した障害児通所給付費の不正請求については、所管課と法務担当部署や債権管理の制度所管課との間で必要な情報の共有が十分に行われなかったため、適時適切な対応ができず、効果的・効率的な返還金の債権回収ができていない状況が見受けられた。

(イ) 意見

今後、事案が悪質かつ高額である不正請求に伴う返還金等の債権が発生したときは、所管課に債権回収の専門的知識がない場合であっても効果的・効率的に対応できるように、決して所管課が孤立することなく関係各課で連携して、債権回収に取り組まれることを要望する。

エ 郵券の管理を適正に行うべきもの（中央区役所、緑区役所）

(ア) 事案及び問題点

「郵券の適正管理について」（令和4年11月28日付け会計管理者通知）によると、郵券の管理については、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこととされており、また、物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けることとされている。

しかしながら、中央区役所及び緑区役所においては、払い出された切手を返信用封筒に貼付して使用せずに保管するなど、保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致しない事例が見受けられた。

(イ) 指摘

郵券は、現金と同様に厳正に取り扱うこととされていることから、郵券の管理については適正に行われたい。

(参考)

「郵券の適正管理について」（令和4年11月28日付け会計管理者通知） 抜粋

郵券は、現金同様に厳正に取り扱うことを徹底するようお願いしているところです。

- 1 定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこと。
- 2 物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けること。

## 2 行政監査

### (1) 公有財産の管理

公有財産(\*)は、住民から負託された重要な資産であり、地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条においても「地方公共団体の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。」と規定されている。そのため、公有財産に関する事務に当たる者は、最少の経費をもって最大の効果をあげるべく、細心の注意を払って取り扱わなければならない。

公有財産に関する事務には、財産の取得、管理及び処分があるが、それらのうち中心となるのが管理である。具体的には、公有財産を維持・保存し運用する行為並びに物又は権利の性質を変更しない範囲においてこれを利用又は改良することを目的とする行為である。これらの行為は、公有財産をその所有の目的に応じて最も有効に運用できるよう、常に良好な状態を保持するために行われるものである。

本市においても、数多くの公有財産を保有しているため、法令等に基づく適正な管理が求められている。また、厳しい財政状況の下で、公有財産を有効に活用することも重要となっている。

以上を踏まえ、今年度の行政監査も昨年度に引き続き「公有財産の管理」をテーマに選定し、前記第3のとおり「公有財産(不動産及び工作物)の管理は、適正かつ効率的に行われているか。」を重点項目に、前記第4のとおり着眼点を設定し、適正な財産管理事務の執行に資することを目的に監査を実施することとした。

#### \* 公有財産

地方公共団体が所有する財産は、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうとされている(地方自治法(昭和22年法律第67号))。このうち公有財産は、不動産、船舶、地上権、特許権、株式、出資などに区分され、利用目的により、①行政財産と②普通財産に分類される。

##### ①行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、または供することと決定した財産をいう。行政財産は、原則として貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的、若しくは信託、又はこれに私権を設定することができない(地方自治法第238条の4)。

##### ②普通財産

行政財産以外の一切の公有財産をいう。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる(地方自治法第238条の5)。

## (2) 意見

ア 公有財産の管理運営委託業務に係る仕様の見直しを検討すべきもの（市民局、中央区役所、緑区役所）

### (ア) 事案

市民局が区役所と連携しながら、委託により管理運営を行っている市民利用施設について、受託者が行う業務の項目は委託契約書に列挙されているものの業務の詳細な仕様は定められておらず、受託者の役割が必ずしも明確になっていない事例が見受けられた。

### (イ) 問題点

契約書等に記載された業務内容が不明瞭である場合、契約の履行に関し、市と受託者との間で認識に差異が生じ、行うべき業務を巡ってトラブルの原因になるおそれがある。また、詳細な仕様を定めずに履行確認（検査）を行った場合、本来想定していた業務の履行を十分に確保することが困難となるおそれもある。

### (ウ) 意見

業務の履行を十分に確保するため、委託業務の内容については疑義が生じないよう契約書等に詳細な仕様を定めるなどの見直しを行うよう要望する。また、市民局と区役所との間で本件委託業務の内容に関し適宜報告・相談できる体制を整えるなど、両者がより一層緊密に連携して業務を行うよう要望する。

## (参考)

### 地方自治法 抜粋

#### (契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

### 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 抜粋

#### (監督又は検査の方法)

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

イ 施設に付設された設置物等の把握を適切に行うべきもの（市民局、中央区役所、緑区役所）

（ア）事案及び問題点

市民局が区役所と連携をしながら、委託により管理運営を行っている市民利用施設において、当該施設に付設された設置物や設備の内容を適切に把握していない事例が見受けられた。

（イ）意見

市民利用施設に付設された設置物や設備については、不明な点があれば速やかに詳細を把握するとともに、契約内容や許可条件等に抵触していないか、その他不適切な状態にないかを適宜点検するよう要望する。

### （3）総括意見

昨年度に引き続き、「公有財産（不動産及び工作物）の管理は、適正かつ効率的に行われているか。」を重点項目に行政監査を実施し、不適切な事務処理については、第1期及び第2期において個別に指摘、意見等を述べたところであるが、今後も継続的に公有財産の管理が適正かつ効率的に行われていくよう、特に留意すべき事項について総括意見を述べることにしたい。

ア 公有財産の現況把握を適切に実施すべきもの（市民局、中央区役所、緑区役所）

公有財産の維持管理に係る様々なリスクを回避するため、現況を把握することの重要性については、昨年度の事務事業定期監査結果報告書の中でも述べたが、今年度の監査においても、所管課による現地調査が十分に行われずに、現況を適切に把握していないと思われる事例が一部に見受けられた。

現況把握を怠っていると、公の営造物の設置又は管理に<sup>かし</sup>瑕疵があっても気付かずに他人に損害を与えたり、不法占有などによって財産的損害を招いたりするおそれがあり、万一、事故などが発生した際には、市の責任を厳しく問われる事態となる。

このような事態を回避するためにも、上記のようなリスクが顕在化し重大な損害が発生するおそれのある財産については重点的に見回りを行うなど、適宜、現地調査を実施し、リスクを回避するための対策を講じていくことが必要である。

特に広く市民の利用に供されている公有財産の管理に当たっては、市民が安全で安心して利用できるよう、常に良好な状態を維持しておく必要がある。そのため、危険な箇所はないか、使用方法は適当か、用途以外の使用がなされていないか等の確認を怠りなく実施し、不適切な事例を発見した場合には速やかに対処することが重要である。

また、管理委託、使用許可、貸付けなどを行っている公有財産においても、受託者任せにしたり、許可条件等に違反している状態を放置したりすることがないように、定期的に現地調査を実施するなど現況の把握に努めるとともに、不適切な管理や使用が確認された場合には的確に是正指導するよう要望する。

(参考)

千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号） 抜粋

（公有財産管理の原則）

第15条 公有財産の管理については、常に次に掲げる事項に留意し、その用途又は目的に従い、最も効率的に使用しなければならない。

- (1) 維持、保存及び使用状況の適否
- (2) 境界標その他標識の設置の有無及びその設置状況の適否
- (3) 登記又は登録の状況
- (4) 不法占有の有無
- (5) 滅失又は荒廃若しくは損傷のおそれの有無
- (6) 使用を許可した財産、貸付財産及び管理を委託した財産の使用状況、その対価の額及び徴収状況
- (7) 現況と公有財産台帳及び附属図面との符合状況
- (8) 火災及び盗難の予防処置の適否
- (9) その他財産管理の適法性

「公有財産管理に係る事務の適正な取扱いについて」（平成19年3月9日付け財政部長通知） 抜粋

公有財産管理については、千葉市公有財産規則等に基づき、事務の取扱いを規定しておりますが、公有財産の管理・運用等に関して不適正な事例が認められることから、次に掲げる事項に留意し、適正に取扱うよう通知します。

1 公有財産への不法占拠、不法投棄等について

管理している公有財産の実態把握に努めるとともに、不法占拠、不法投棄等に対して原状回復のための適正な措置を講ずること。また、未利用地等については立看板、管理柵等を設置し市有地であることを明示し、定期的に現場調査等を行なうことにより、これら不法行為の排除に努めること。

2 公有財産の市以外の者に対する使用等について

本市の公有財産を正当な根拠なく、市以外の者へ使用させないこと。公有財産を市以外の者へ使用させる場合は、行政財産目的外使用許可、普通財産貸付契約等の文書による手続きを行い、千葉市行政財産使用料条例、千葉市公有財産規則に基づく使用料・貸付料を徴収すること。

「公有財産の適正な管理について」（令和5年5月29日付け資産経営部長通知） 抜粋

本市が所有する土地、建物等の公有財産については、千葉市公有財産規則等により、その適正な管理が求められているところですが、長年、現地を確認していないなど、現況を適切に把握していない事例が見受けられます。

現況把握を怠ると、公有財産の管理に問題があっても気付かずに、他人に損害を与えたり、不法占有等によって財産的損害を招いたりするおそれがあることから、それらの公有財産の管理上のリスクを回避するため、各所管課におかれましては、下記事項に御留意いただき、公有財産の適正な管理をお願いします。

1 公有財産の現況把握について

所管する公有財産について、千葉市公有財産規則第15条各号に規定する事項に留意して、現況把握をお願いします。なお、本市以外の者に貸付けや使用許可を行っている物件も対象となります。

○千葉市公有財産規則（略）

2 現況把握の具体的な方法について（対象：土地、建物及び工作物）

原則、年に1回程度、現地調査を実施し、対応が必要な個所の有無を確認してください。（別紙「現地調査チェックリスト」を参考例として作成しましたので御活用ください。）

「公有財産の適正な管理について」（令和5年5月29日付け資産経営部長通知）  
別紙「現地調査チェックリスト」

現地調査において確認する項目について	備考欄
<p>1 共通事項</p> <p>(1) 不法占拠・不法投棄の有無を確認する。</p>	
<p>2 土地</p> <p>(1) 公有財産台帳の登録状況 「公有財産台帳の登録内容」と「全部事項証明書等の内容」に齟齬がないか確認する。 (例) 売却済みの筆が登録されたままになっていないか。 地積更正する前の情報で登録されていないか。</p> <p>(2) 境界標の設置状況 地積測量図等の図面どおりに、現地に境界標が設置されているか確認する。</p> <p>(3) 草刈の必要性について 草刈の必要があるか（草刈をしないと他人に迷惑がかかるか）確認する。</p> <p>(4) 樹木管理の必要性について 伐採・剪定をする必要があるか（管理をしないと他人に迷惑がかかるか）確認する。</p> <p>(5) 荒廃・損傷等の有無 土地に荒廃・損傷等がないか確認する。 (例) 地面が陥没しており、人がつまずくおそれがある。</p> <p>(6) 登記の有無 土地が登記されているか、全部事項証明書を取得して確認する。 ※ (1)、(6) については、筆の異動がないことが明らかな場合は、毎年全部事項証明書等を取得する必要はない。</p>	
<p>3 建物</p> <p>(1) 公有財産台帳の登録状況 「公有財産台帳の登録内容」と「現地・図面等の内容」に齟齬がないか確認する。 (例) 解体撤去済みの建物が登録されたままになっていないか。</p> <p>(2) 荒廃・損傷等の有無 建物の荒廃・損傷等がないか確認する。 (例) 建物の扉の鍵が壊れていて、不法占拠される可能性がある。 建物の屋根がはがれかけており、風に飛ばされる可能性がある。</p>	
<p>4 工作物</p> <p>(1) 公有財産台帳の登録状況 「公有財産台帳の登録内容」と「現地・図面等の内容」に齟齬がないか確認する。 (例) 台帳に登録されていない工作物があった。</p> <p>(2) 荒廃・損傷等の有無 工作物に荒廃・損傷等がないか確認する。 (例) 金属柱の根元がさびており、折れる可能性がある。 側溝蓋が固定されておらず、体重をかけると蓋が外れて落下するおそれがある。</p>	
<p>5 貸付地等（貸付けや使用許可を行っている物件）の場合 不適切な使用がされていないか確認する。 (例) 貸付用途が守られていない。 ゴミ等が散乱しており、借主において適切な管理を行っていない。</p>	